

初学者が新しいことを学ぼうとするときには、その手ほどきをしてくれるものがあると助かります。一度学ぼうとしたけれども、むずかしすぎたり、時間が足りなくなったりして、あきらめてしまった後で、もう一度やりなおしたいと思うこともあります。そのときも、今度こそうまく学べるような手助けをしてくれるものがあるとありがたいでしょう。大学などで、「〇〇入門」という授業が最初におこなわれたり、書店に行けば、さまざまな入門書が並んでいたりするのは、そのようなニーズにこたえるためです。

法律に関しても、このような入門を助けてくれるものがが必要です。ところが、法律には、簡単に入門させてくれないようなむずかしさがあります。

まず、法律には、日常生活ではあまり使わないような専門用語がたくさん使われています。意味がわからないだけでなく、読めないようなものも少なくありません。さらに、専門用語というほどではないけれども、法律家が使う独特の言い回しのようなものもあります。それらが説明もなく当たり前のように使われていますと、日本語としてもよくわからないということになりかねません。必要な言葉の意味と読み方はていねいに説明してもらいたいものです。

また、大きな法律ですと、たくさんの条文が書かれています。しかも、それらの条文の解釈については、たくさんの判例がありますし、たくさんの学説があります。それらをいくらわかりやすく説明してくれても、あまりの情報量に圧倒されて、いやになってしまうこともあるでしょう。木ばかりみえて、森がみえないままでは、先に進めません。最初は、基本的で大事なことがらにしばらく教えてもらいたいものです。

さらに、法律の条文をみても、非常に抽象的に書かれています。それが具体的に、どのような場合について、どのような結論をみちびくのか、条文だけをみても、思い浮かばないことがよくあります。しかし、それでは、結局、法律の実際の意味がわからないままになってしまいます。まず、具体的に、どのような場合について、何がどう問題になるかということを示してくれると、イメージがわいて、理解できるようになります。抽象的な話は、その後でしてもらえれば、頭に入りやすくなるでしょう。

この本をふくむ『ストゥディア民法』シリーズは、以上のような法律の初学者のニーズにこたえることをめざしています。ただ、それだけであれば、当然のことであって、ほかの入門書とあまり違いはないでしょう。このシリーズに特徴があるとすれば、それは、単に「わかりやすく」「かみくだく」だけでなく、「当たり前の前提とされていることまで言葉にして示す」ことをめざしていることです。

ある知識が説明されても「わかりにくい」と感じられるのは、その知識の前提になっていることがきちんと説明されていないためであることがよくあります。とくに専門家は、自分はよくわかっていますので、当たり前と思うことはもう省略して、そこから先のことだけを述べがちです。ところが、初学者は、その当たり前とされる前提がわかっていませんで、そこから先のことだけを示されても、わけがわかりません。そこで、通常の教科書には書かれていない「行間」を言葉にして、論理のステップが飛ばないように説明することを、このシリーズではめざすことにしました。

もちろん、暗黙の前提は、当たりのことすぎて、多くは意識もされないようなものです。それを意識して言葉にするのは、簡単ではありません。しかし、そこが明らかになりますと、格段に理解がしやすくなるはずで、本書を通じて、読者の皆さんにそれを実感していただければと願っています。

＊

この本は、『ストゥディア民法』シリーズの1冊目の本です。この本を作るための作業をはじめたのは、2015年の2月です。このころは、法務省でおこなわれていた民法（債権関係）の改正のための審議が終わって、改正案の内容が固まったところでした。改正がされれば、それをふまえた民法の入門書が必要になります。そのような新しい入門書のモデルを作るために、まずは改正の中心になった債権総論という分野から作業をはじめることとしたわけです。

この本は、1人の（ベテランというしかない）監修者と4人の（若手というにはもう失礼すぎる）執筆者の共同作業によって作られたものです。「共同作業」というのは、それぞれの章を担当者に単に割り振って、分担して執筆したものとは違うということです。各章を執筆する担当者は決めましたが、それぞれの担当者が1章ないし2章分を書いたものを持ち寄って、一緒に検討会をおこなう

という作業を繰り返してできあがったものです。具体的には、2016年の6月ごろまでに、第1ラウンドとしてひととおりすべての章を検討した後、2018年の3月まで、第2ラウンドとしてもう一度書き直したものを一緒に検討しました。合計すると、10回ほど集まったことになります。執筆者の1人の坂口さんがドイツに留学されていたときも、スカイプを使って検討会をおこないました。文字どおりの共同作業です。

監修者は、各章の執筆は担当していませんが、あらかじめ原稿をチェックして、毎回検討会に参加しました。また、本書では、法律を学んだことがない方にもモニターをお願いしました。毎回、担当者が執筆した原稿を事前に読んで、文章としておかしいところ、初学者にはわかりにくいところを指摘してくださいました。私たち法律の専門家にとっては当たり前と思われることが実はそうでないことがわかり、目からうろこが落ちる思いがすることもよくありました。

しかし、考えてみますと、それぞれの大学で「先生」と呼ばれる執筆者の方々にとって、他人からこのようなダメ出しがされることは、ふつうはありえないことでしょう。怒りだしてもおかしくないところですが、どの執筆者も、出された指摘を真剣に受け止めて、よりよい表現や説明の仕方を目指して工夫を重ねてくださいました。監修者として、心より感謝申し上げたいと思います。

このような新しい民法の入門書をシリーズとして出そうという考えは、もともと、有斐閣京都支店の一村大輔さんの発案によるものです。一村さんは、企画立案の段階から、毎回の検討会の運営をふくめ、大変な熱意をもってこのプロジェクトを支えてくださいました。一村さんとともに、この本の出版にいたるまでお世話をしてくださった同編集部の藤木雄さん、小林久恵さん、小野美由紀さん、中野亜樹さん、さらに原稿のチェックを助けてくださったモニターさんにも、厚く御礼を申し上げます。

2018年11月

山本敬三

債権の意義・債権総論の意義

1

- 1 債権とは 2
 - 1 債権と債務 (2) 2 債権の当事者 (3) 3 給付・履行・弁済 (4) 4 給付の内容 (5)
- 2 債権をもつことの意義 6
 - 1 給付の受領・保持 (6) 2 債務者に対する請求 (6) 3 裁判を通じた債権の実現 (7)
- 3 債権と物権の違い (債権の非排他性) 8
- 4 債権総論とは 9
 - 1 債権各則・債権各論と債権総則・債権総論 (9) 2 債権総論で扱う内容 (10)

債権の目的

12

- 1 債権の目的とは何か 13
 - 1 債権の目的 (13) 2 目的物 (13) 3 債権の目的の要件 (14)
- 2 特定物債権と種類債権 15
 - 1 特定物債権 (15) 2 種類債権 (18)
- 3 金銭債権と利息債権 23
 - 1 金銭債権 (23) 2 利息債権 (26)
- 4 選択債権 33

1	債務不履行とは何か	36
	1 債務不履行等の効果 (36) 2 債務不履行とは何か (37)	
2	債務不履行の種類	37
	1 履行遅滞 (37) 2 履行不能 (39) 3 その他の債務不履行 (41)	
3	履行の強制	42
4	債務不履行による損害賠償	43
	1 損害賠償の要件 (要件論) (43) 2 損害賠償の範囲 (損害論) (43) 3 損害賠償額算定に関する特則 (43) 4 過失相殺 (44) 5 債権者と債務者の間の利害の調整 (44)	
5	契約の解除	45

1	履行請求権	48
	1 債権と履行請求権 (48) 2 履行請求権が認められない場合 (49) 3 代償請求権 (53)	
2	履行の強制	55
	1 履行の強制とは何か (55) 2 強制執行の開始 (56) 3 強制執行の方法 (57) 4 履行の強制が認められない場合 (60)	

1	債務不履行による損害賠償とは	63
	1 債務不履行による損害賠償の要件 (64) 2 免責事由 (65)	

2	債務不履行による損害賠償の要件	65
1	成立要件①：債務が発生していること (65)	
2	成立要件②：債務の不履行の事実があること (66)	
3	成立要件③：損害が発生していること (72)	
4	成立要件④：債務の不履行の事実 (成立要件②) と損害 (成立要件③) との間に因果関係があること (73)	
3	債務不履行による損害賠償責任の免責事由	73
1	債務者の損害賠償責任の免責事由 (73)	
2	債務の履行に補助者 (履行補助者) を用いた場合 (75)	
3	履行遅滞中の履行不能と帰責事由 (76)	
4	債務の履行に代わる損害賠償の要件	77

CHAPTER 6

債務不履行の効果としての損害賠償——債務不履行④ 79

1	「損害賠償」と「損害」の意味	80
1	金銭賠償の原則 (80)	
2	損害賠償額を算定するための手順 (81)	
3	「債務不履行により生じた損害」の意味 (81)	
2	賠償範囲の確定	83
1	賠償範囲を確定する必要性 (83)	
2	賠償範囲を確定するための基準 (84)	
3	債務の履行に代わる損害賠償 (填補賠償) における賠償範囲の確定 (87)	
3	損害の金銭的評価	90
1	金銭的評価の必要性 (90)	
2	損害賠償額算定の基準時 (91)	
4	損害賠償額の算定に関する特則	94
1	過失相殺 (94)	
2	金銭債務の不履行に関する特則 (95)	
3	違約金の定め (96)	
5	損害賠償による代位	99
1	損害賠償による債権者の利益 (99)	
2	損害賠償による代位の仕組み (99)	
3	債権者による移転した権利の取戻し (100)	

1	責任財産保全の制度	103
	1 責任財産 (103) 2 債権者代位権 (本章) (103) 3 詐 害行為取消権 (第8章) (104) 4 責任財産保全の制度 (104)	
2	債権者代位権とは	104
3	債権者代位権の要件	105
	1 保全の必要性 (105) 2 被保全債権に関する要件 (106) 3 被代位権利に関する要件 (109) 4 債務者の権利不行使 (111)	
4	債権者代位権の行使	111
	1 代位行使の方法 (111) 2 事実上の優先弁済機能 (112) 3 代位行使の範囲 (116) 4 代位行使の効果 (116)	
5	債権者代位権の転用	118
	1 登記請求権 (118) 2 その他の債権者代位権の転用 (120)	

1	詐害行為取消権とは	124
2	詐害行為取消権の要件	126
	1 受益者に対する詐害行為取消請求の要件 (126) 2 転得 者に対する詐害行為取消請求の要件 (132) 3 詐害行為の類 型による特則 (133)	
3	詐害行為取消権の行使の方法	143
	1 裁判上の行使 (143) 2 請求の種類 (143) 3 請求の 範囲 (144) 4 事実上の優先弁済 (145) 5 詐害行為取消 訴訟の被告 (147)	
4	詐害行為取消権の効果	147
	1 判決の効力 (147) 2 受益者の権利 (149) 3 転得者 の権利 (150)	

5	詐害行為取消権の期間制限	152
---	--------------	-----

CHAPTER 9

多数当事者の債権および債務

154

1	多数当事者の債権関係	155
1	多数当事者の債権関係とは (155)	
2	多数当事者の債権関係を考えるときの視点 (156)	
2	分割債権・分割債務	156
1	分割債権・分割債務とは (156)	
2	分割債権・分割債務の効力 (157)	
3	連帯債権	158
1	連帯債権とは (158)	
2	対外的効力 (159)	
3	内部関係 (159)	
4	連帯債権者の1人について生じた事由の効力 (159)	
4	連帯債務	162
1	連帯債務とは (162)	
2	対外的効力 (164)	
3	連帯債務者の1人について生じた事由 (164)	
4	内部関係：連帯債務者間の求償権 (167)	
5	不可分債権	173
1	不可分債権とは (173)	
2	不可分債権の効力 (173)	
6	不可分債務	173
1	不可分債務とは (173)	
2	不可分債務の効力 (174)	

CHAPTER 10

保証

176

1	保証債務	177
1	保証債務とは (177)	
2	保証債務の成立 (178)	
3	保証債務の性質 (179)	
4	保証債務の内容 (182)	
5	保証人が債権者に対して主張できる事由 (183)	
6	保証人の求償権 (187)	
2	連帯保証	191

1	連帯保証とは (191)	2	連帯保証の特徴 (191)
3	共同保証		192
4	根 保 証		194

債権譲渡の要件——債権譲渡・債務引受①

200

1	債権の譲渡	201
1	債権の譲渡とは (201)	2
2	債権譲渡の成立要件	203
3	対債務者対抗要件	204
1	債権譲渡を債務者に主張するための対抗要件 (対債務者対抗要件) (204)	2
2	対債務者対抗要件：債権譲渡の通知または承諾 (205)	
4	対第三者対抗要件	208
1	対第三者対抗要件の必要性 (208)	2
2	対第三者対抗要件：確定日付のある証書による通知または承諾 (208)	3
3	対第三者対抗要件制度の趣旨 (210)	4
4	対第三者対抗要件が備えられたこととなる時期 (211)	
5	特殊な事例	213
1	複数の通知が同時に到達した場合 (213)	2
2	債権譲渡通知の到達の先後が不明である場合 (214)	

債権譲渡の効果・債権の譲渡性・債務引受——債権譲渡・債務引受② 216

1	債権譲渡の効果	217	
1	債権の移転 (217)	2	債務者が債務の履行を拒絶できる事情と債権譲渡 (218)
2	債権の譲渡性	220	
1	将来債権の譲渡 (220)	2	法律上の譲渡禁止・性質上の譲渡禁止 (222)
3	当事者の意思による譲渡制限・譲渡禁止 (譲渡制限特約・譲渡禁止特約) (223)		

3 債務引受 227

1 債務引受が使われる場面 (227) 2 債務引受の種類：併存的債務引受と免責的債務引受 (228) 3 併存的債務引受 (229) 4 免責的債務引受 (231)

弁済——債権の消滅①

237

1 弁 済 238

1 はじめに (238) 2 弁済をする権限をもっているのは誰か：弁済者 (239) 3 弁済による代位 (247) 4 誰に弁済すべきか：弁済の相手方 (254) 5 弁済の充当 (260) 6 弁済の方法 (263)

2 代物弁済 265

3 供託（弁済供託） 265

1 はじめに (265) 2 効 果 (267) 3 供託できる場合（供託原因） (267) 4 供託できる者 (268) 5 目的物 (268)

弁済以外の債権消滅原因——債権の消滅②

269

1 相 殺 270

1 はじめに (270) 2 相殺の要件（相殺適状） (272) 3 相殺の方法 (279) 4 相殺の効果 (279) 5 相殺の制限・禁止 (279) 6 相殺と差押え (283)

2 その他の債権消滅原因 288

3 弁済の提供・受領遅滞 288

1 弁済の提供 (288) 2 受領遅滞 (292)

事 項 索 引 (301)

判 例 索 引 (304)

Column●コラム一覧

1	債権者は G、債務者は S	5
2	甲	14
3	中古車	18
4	選択債権の特徴	34
5	枝条文	55
6	自転車操業	117
7	受益者の善意と転得者の悪意	133
8	破産	137
9	支払不能	139
10	破産免責	143
11	根	196
12	極度額	196
13	準用	198
14	頁	233
15	「弁済者」と「弁済をした者」	246

この本をふくむ『ストゥディア民法』シリーズの章立てと各章の構成について、最初に紹介しておきます。

章立て まず、章立ては、それぞれの巻が対象とする分野の一般的な体系をもとにしていますが、1つの章が読みやすい長さになるようにしています。そのため、1つの項目が2つ以上の章に分けて説明されることもあります。ただし、その場合は、それらの章が全体として1つの項目をあつかうものであることがわかるようにしてあります。例えば、本書でいいますと、第3章「債務不履行総論」、第4章「履行請求権・履行の強制」、第5章「債務不履行による損害賠償の要件」、第6章「債務不履行の効果としての損害賠償」は、すべて債務不履行責任をあつかうものですので、それぞれの章に「債務不履行責任①」から「債務不履行責任④」という副題をつけることにしています。これで、全体の体系とそれぞれの章の読みやすさの両立をはかることにしています。

各章の構成 次に、それぞれの章は、①INTRODUCTION、②本論、③POINTという3つの部分から構成されています。さらに、ところどころで、④Columnという欄ももうけています。

①INTRODUCTIONでは、その章で学ぶ項目を簡単に整理して示しています。それぞれの項目に対応する民法の条文も示すことにしています。

②本論では、できるかぎり、はじめにCASEとして具体的な設例をあげて、それに即して説明をするという形式にしています。設例は、その項目で説明するのに必要な要素にしばったシンプルなものにするようにしています。また、理解しやすくするために、図を入れるようにしました。

説明にあたっては、複雑になるところは、図表を使って整理するようにしています。また、とくに重要な言葉を青字で示して、目に入りやすくしています。読みづらいかもしれない言葉には、ふりがなを入れてみました。必要がなければ、無視してください。そのほか、前のところで学んだことや、後のところでもっと詳しく学ぶことは、「⇒」という印で頁数をあげるようにしましたので、参照していただければと思います。

さらに、本文にくわえて、noteとして3つの種類の注を用意しています。

用語 は、専門用語の意味をわかりやすく説明したものです。

説明 は、本文で述べたことをよりよく理解することができるように、補足的な説明をしたものです。

発展 は、応用的なことや一歩先で学ぶことを紹介したものです。

③**POINT** は、その章で学んだ基本的で重要なことがらをまとめたものです。復習のために活用していただければと思います。

④**Column** では、本文の少しわかりづらいかもしいところについて、なぜそのようになるか、そもそもどうしてそのようなことが問題とされるかといったことを初学者にもわかるようにていねいに説明しています。法律の世界で当たり前のこととされている「お約束」の説明や、意外に知られていない豆知識の紹介もしていますので、きっとためになるでしょう。

略語表

●法令名略語

本文中（ ）内の条文引用で法令名の表記がないものは、原則として民法の条文であることを示しています。そのほかに用いている略語は以下のとおりです。

恩給	恩給法	日銀	日本銀行法
生活保護	生活保護法	破	破産法
通貨	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律	民訴	民事訴訟法
		民執	民事執行法

●裁判例略語

最大判(決)	最高裁判所大法廷判決(決定)
最判(決)	最高裁判所判決(決定)
大連判(決)	大審院連合部判決(決定)
大判(決)	大審院判決(決定)

●判例集略語

民集	最高裁判所民事判例集、 大審院民事判例集
民録	大審院民事判決録
判時	判例時報

●ストウディア民法シリーズ各巻名略語

本シリーズは以下の7巻構成になっており、ある記述について別の巻を参照してほしいときは「○巻」として示しています。例／民法1 総則→1巻

- 1 総則／2 物権／3 担保物権／4 債権総論／5 契約／
6 事務管理・不当利得・不法行為／7 家族

著者紹介

監修者

やま もと けい ぞう
山本敬三 京都大学教授

[本書の使い方，民法の全体像と本巻の位置付け]

著者

くり た まさ ひろ
栗田昌裕 名古屋大学准教授

[第2章・第3章・第7章・第8章，Column 2～4・6～14]

さか ぐち こう
坂口 甲 大阪市立大学准教授

[第4章・第13章・第14章，Column 5・15]

しも むら とし え
下村信江 近畿大学教授

[第5章・第9章・第10章]

よし なが かず ゆき
吉永一行 京都産業大学教授

[第1章・第6章・第11章・第12章，Column 1]

民法は、私たちの暮らしと経済活動を成り立たせる、もっとも基本的な法律です。

この民法があつかうのは、財産にかかわることがらと家族にかかわることがらです。財産にかかわることがらを定めた部分を財産法、家族にかかわることがらを定めた部分を家族法といいます。

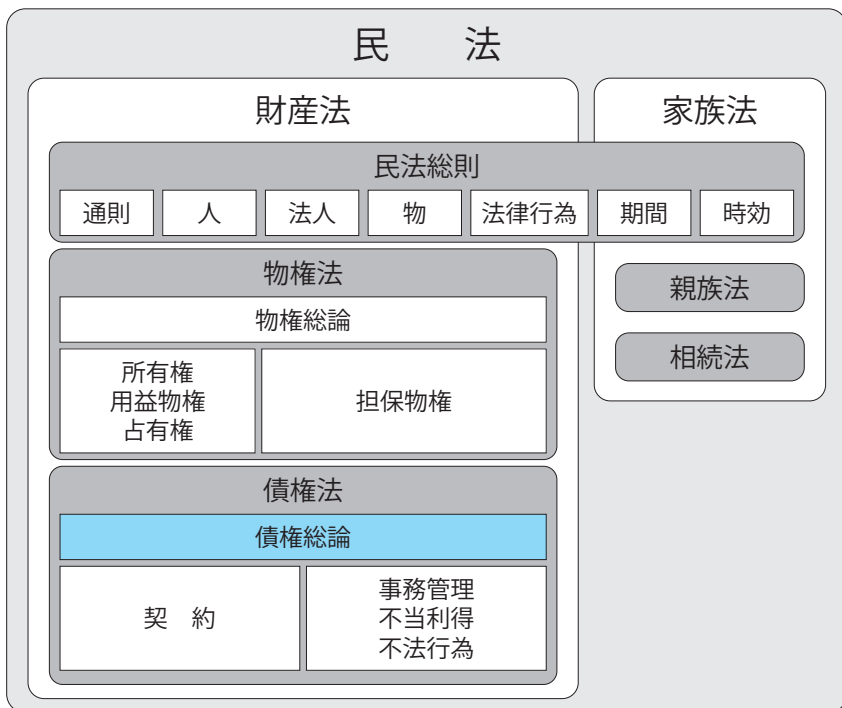
まず、財産法は、物に対する権利をあつかう部分と人に対する権利をあつかう部分に分かれます。「物に対する権利」を物権^{ぶつけん}、「人に対する権利」を債権^{さいけん}といい、物権をあつかう部分を物権法、債権をあつかう部分を債権法といいます。

物権の代表例は、所有権です。これは、持ち主が物を自由に使ったり、そこから利益をあげたり、他に処分したりすることができる権利です。この所有権のうち、物を利用することができるという部分を切り出したものを用益物権^{ようえきぶつけん}、物を売り払うなどしてお金にかえることができるという部分を切り出したものを担保物権^{たんぽぶつけん}といいます。担保物権は、例えばお金を貸す場合に、後で返してもらえなくなったときにその物を売り払うなどしてお金にかえて、そこから借りたお金を返してもらうという使われ方をするものです。物権には、さらに、所有権や用益物権、担保物権があるかどうかにかかわらず、自分のところにある物を勝手に奪ったりするなといえる権利として、占有権というものもあります。

債権の代表例は、物を売り買いするという契約をした場合に、買主が売主にその物を引き渡してもらうという権利や、売主が買主にその代金を支払ってもらうという権利です。このような債権は、契約から発生するほか、交通事故などのように、他の人から自分の権利を侵害されて、損害が生じた場合（これを不法行為といいます）にも、その損害を賠償してもらう権利という形で発生します。債権法には、このように債権を生じさせる場合として、契約と不法行為のほか、さらに事務管理、不当利得が定められています。

次に、家族法は、親族法と相続法に分かれます。

親族法は、家族の関係を定めた法です。ここでは、夫婦にかかわる婚姻や親子、後見^{あきん}や扶養^{ふよう}について定められています。



相続法は、人が死んだ場合にその財産が誰のものになるかということを定めた法です。遺言がある場合とそれがない場合の法定相続がここに規定されています。

さらに、民法の最初の部分には、以上の物権法・債権法、親族法・相続法のすべてに共通することがらがまとめて規定されています。この部分のことを民法総則といいます。ここでは、人、法人（人と同じあつかいを受ける団体のことです）、物、法律行為（先ほどの契約などの行為です）、期間、時効などが定められています。

この『ストゥディア民法』のシリーズでは、第1巻で民法総則、第2巻で物権（物権の総論と所有権・用益物権・占有権）、第3巻で担保物権、第4巻で債権総論（債権に共通することがら）、第5巻で契約、第6巻で事務管理・不当利得・不法行為、第7巻で家族法を取り上げます。このうち、本巻で取り上げるのは、債権総論です。

債権の意義・債権総論の意義

INTRODUCTION

本章では、債権とは何か、どのような内容の権利なのかということを説明した上で、本書で扱う「債権総論」ではどのような事柄が扱われるのかを説明します。ポイントとなるのは、次の4点です。

債権とは

第1は、債権とは何かです。債権の定義のほか、関連する用語の意味を説明します。

債権をもつことの意義

第2は、債権をもつことの意義、つまり、債権をもつ者は、どのようなことができるかです。それを説明することは、債権とはどのような内容の権利なのかを説明することにもなります。

債権と物権の違い（債権の非排他性）

第3は、債権は、物権とどこが違うかです。ここでは、非排他性という特徴をとりあげて、説明をします。

債権総論とは

第4は、債権総論とは何かです。本書で扱う内容とあわせて説明をします。

1 債権とは

1 債権と債務

債権とは、①特定の者（**債権者**）が、②他の特定の者（**債務者**）に対して、③**一定の行為をしてもらう権利**をいいます。もっとも、これだけでは抽象的で理解しにくいでしょうから、次の例を用いて説明をしましょう。あわせて、基本的な法律用語を説明していきます。

CASE 1-1

会社員 S は、自宅を買うための資金として、銀行 G との間で、3000 万円の融資（つまり貸付け）を受けるという契約を締結しました。この場合、誰が誰に対してどのような権利をもち、あるいは義務を負っているでしょうか^①。

民法のことをまだ詳しく知らない人でも、この CASE 1-1 の場合に、G は、S に対して、3000 万円を返してもらう（3000 万円を支払ってもらう）ように請求できるということは、わかるでしょう。

ここで、G が S に対してもつ、3000 万円を支払ってもらうという権利は、民法では、**債権**に分類されます。先ほど説明した定義にあてはめれば、① G という特定の者が、② S という特定の者に対して、③ 3000 万円を支払うという一定の行為をしてもらう権利をもっています。

このとき、S は、G に対して 3000 万円を支払うという義務を負っていますが、この義務を、債権に対応した義務という意味で、**債務**と呼びます。「G が S に対して債権をもっている」と、「S は G に対して債務を負っている」というのは、

note

① **用語** 「誰が誰に対してどのような権利をもち、あるいは義務を負っているか」という関係を、**権利義務関係**あるいは**法律関係**と表現します。

同じことをあらわしています。

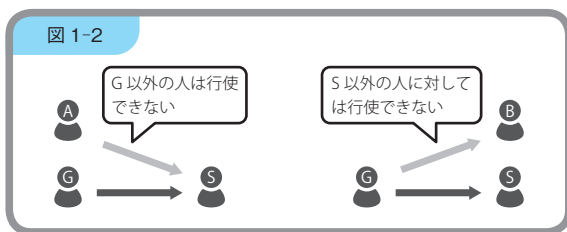
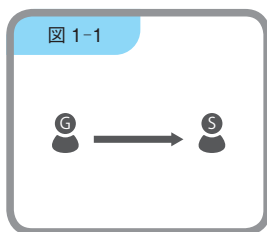
2 債権の当事者

債権者・債務者

債権をもつ者のことを**債権者**といい、その相手方となる者（義務を負う者）のことを**債務者**といいます。**CASE 1-1**では、Gが債権者、Sが債務者です。なお、債権を図で表すときには、債権者から債務者に向かって矢印を引きます（図1-1）。

1で説明したように、①特定の者が権利をもつということは、G以外の者がSに対して3000万円の支払を求めることも、Sから3000万円の支払を受けることもできない（仮に、そうしたことが行われても、法律上、権利の行使として認められない）ということです。

また、②特定の者に対する権利だということは、Gが3000万円の支払を請求できるのは、Sに対してだけだということです。他の者（たとえSの家族であったとしても）に対して、Gは、3000万円の支払を求めることはできません（図1-2）。



債権の相対性

このように、債権は債務者に対してしか主張できないということを、**債権の相対性**といいます。債権の相対性は、例えば次のようなケースを考える際に重要です。

CASE 1-2

Gは、甲土地を所有するSから、甲を月額30万円の地代で借りるという契約（賃貸借契約）を結びました。ところが、その後、Sは、甲をAに売ってしまいました。

AがGに対して、甲は自分の所有物になったと言って、甲を明け渡すように要求してきたとき、Gは、自分は甲を使用する権利をもっているから、甲を使い続けること

ができるはずだと主張できるでしょうか。

Gは、甲を使用させるように求める債権をもちますが、この債権は、その債務者であるSに対してしか主張できません^②。あらたに甲の所有者となったAに対しては、甲を使用させるように求めることができません。このため、甲を明け渡しというAの要求を拒否することができません^③。

なお、CASE 1-2の場合には、甲を使用させるというSからの給付を受けられなくなったGは、Sに対して、債務不履行を理由として損害賠償を求めることができます。

3 給付・履行・弁済

債権は、1で説明したとおり、③一定の行為をしてもらう権利です。CASE 1-1では、「3000万円を支払う」というのが、「一定の行為」にあたります。この、債務者が債務の内容として行うべき行為のことを、**給付**といいます。

そして、債務者が債務の内容どおりの給付を行うことを、**債務を履行する**または**債務を弁済する**といいます。「履行」と「弁済」は、同じ意味です（例えば、債務者が給付を行うべき時期のことは、「履行期」とも「弁済期」ともいいます）。しかし、重点を置いている側面に違いがあります。履行が「債務者が給付を行う」という債務者の行為の側面に重点を置く^④のに対して、弁済は「債務者の給付によって債権が消滅する」という結果の側面に重点を置いています^⑤。

note

② **発展** 例外として最も重要なのは、民法605条、そして借地借家法10条および31条です。民法605条は、不動産の賃貸借は、登記をすることによって、第三者に対して主張できるようになると定めています。借地借家法10条は土地の賃貸借について、同法31条は建物の賃貸借について、一定の要件をみたせば、登記がなくても、第三者に対して主張できると定めています。詳しくは、5巻を参照してください。

③ **説明** これに対して、物権の場合、物権をもっていることを誰にでも主張することができます。物権のこの性質を、**絶対性**といいます。例えば、CASE 1-2でGがもつ甲を使用する権利が地上権などの物権であった場合には、甲がSからBに売られてしまった後も、Gは、Bに対して、甲を使用する権利があると主張することができます（物権の取得について対抗要件を備えていることが前提になります）。

④ **用語** このため、債務者が給付を行わないことは、「債務不履行」と表現し、「債務不弁済」とはいいません。

⑤ **用語** 473条はこうした債権の消滅に重点を置いた規定のため、「弁済」という表題が付けられ、「債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。」と定めています。

4 給付の内容

CASE 1-1 でとりあげた債権は、金銭の支払を給付の内容としていました。しかし、金銭の支払以外にも、さまざまな行為が給付の内容になりえます。

例えば、①物を引き渡すことが給付の内容になりえます。売買契約における売主が、買主に対して、売却した商品を引き渡す義務を負うというのが典型的な例です。

②金銭の支払や物の引渡し以外の行為も給付の内容になります。例えば、弁護士が、依頼人との間の契約にもとづいて、依頼人のために裁判の手続を行う義務を負うという場合、この義務は、金銭の支払や物の引渡し以外の行為を給付の目的としています。

さらに、以上のような積極的に何かをすることだけでなく、③消極的に「何かをしないこと」も給付の内容となります。「夜8時以降はピアノを演奏しない」という契約が結ばれた場合に、債務者が「ピアノを演奏しないこと」という給付を義務づけられるというのがその例です。

Column 1 債権者はG、債務者はS

民法の教科書では、ケースの中に出てくる人をA、B、Cと記号で表しますが、本書では、債権者は「G」、債務者は「S」という記号を用いることにしています。これによって、AがBにお金を貸した？ AがBからお金を借りた？ と迷うことなく、「お金を貸しているのはGの方」とわかりやすくなります。

PとかQとかではなく、GとSなのは、ドイツ語の「Gläubiger（債権者）^{グロイビガー}」「Schuldner（債務者）^{シュルドナー}」の頭文字をとったからです。なぜドイツ語なのか？ これは、日本が120年以上前に民法を作った際に、ドイツの民法を参照したこと、このため古くから日本の民法の学者がドイツ民法を参考にして研究や教育を行ってきたことによります。

また、本書では「第三者」という意味で、Dの文字を使います。これはドイツ語の「Dritter（3番目の人・物）^{ドリッター}」に由来しています。

「ドイツ語なんか知らないから、GとSとDのどれがどれかわからない」という方は、「銀行のG、^{Ginkou}借金のS、^{Shakkin}第三者のD」と覚えてはいかがでしょうか？
^{Daisansha}

2 債権をもつことの意義

債権をもつことによって、債権者は、法律上、どのようなことができるのかを順に説明します。

1 給付の受領・保持

まず、債権者は、債務者が債務の内容である給付を行ったときには、それを**受領**することができます。CASE 1-1 では、G は、S が 3000 万円を支払ったときには、これを受け取ることができます。

さらに、債権者は、受けた給付を**保持**することができます^⑥。つまり、CASE 1-1 では、G は、受け取った 3000 万円を返還する必要はありません。

これに対して、S が G に対して、実際には債権がないのがあると勘違いをして、3000 万円を支払ってしまったような場合には、G は、法律上、これを受け取ることが認められません。もし受け取ってしまったときには、法律上の理由もなく受け取っているわけですから、不当利得の規定（703 条以下。詳しくは 6 巻を参照）に従って、S に返還しなければなりません。

2 債務者に対する請求

次に、債権者は、債務者が債務を履行してくれるのをただ待つだけではなく、債務者に対して、債務を履行するように**請求**することができます^⑦。CASE 1-1 では、G が S に対して金銭の支払を請求することができます。

「請求することができる」ということには、たんに、債務者の気持ちにうったえて履行をうながすというだけでなく、より積極的な意味が与えられていることもあります。例えば、債権の消滅時効の完成が近づいているときには、債権者が債務者に対して履行を請求することによって、時効が完成しないようにする（時効の完成猶予）ことができます（150 条。詳しくは 1 巻を参照）^⑧。

note

⑥ **用語** このことを、債権には**給付保持力**があると表現します。

⑦ **用語** このことを、債権には**請求力**があると表現します。

3 裁判を通じた債権の実現

さらに、債権者は、債務者が任意に^⑨債務を履行しないときには、国の機関である裁判所における手続を通して、債権の内容を強制的に実現することができます。裁判所の手続は、訴訟と執行の2段階に分かれます。

訴訟手続

債権者は、裁判所に対して、債務者に債務の履行を命じるよう訴訟を起こすことができます^⑩。

訴訟において、裁判所は、訴訟を起こした者^⑪とその相手方となった者^⑫の双方の主張を聞き、証拠を取り調べて、債権者が主張しているような債権が本当に存在しているかどうか、債権の内容がどのようなものであるかを判断します。そして、裁判所は、債権があると判断するときには、その履行を債務者に命じる判決を出し、逆に、債権がないと判断するときには、債権者からの請求を認めない（棄却する）という判決を出します。

執行手続

債権があると判断し、その履行を債務者に命じる判決が確定^⑬すると、債権者は、裁判所に、執行^{しっこう}（強制執行）を開始するように申し立てることができます^⑭。

執行は、債権の内容を強制的に実現する手続です。詳しくは第4章で説明し

note

⑧ **説明** 請求に法律上の効果が与えられているこのほかの例としては、債務の履行期が定められていない場合に、債務者が履行の請求を受けた時から履行遅滞の責任を負うと定める412条3項（→詳しくは第5章を参照）があります。

⑨ **用語** ここで説明をする裁判所を通じた強制的な実現によるのではなく、債務者が、債権者からの履行の請求を受けて、あるいは履行の請求を受ける前に自発的に債務を履行することを、債務を任意に履行すると表現します。

⑩ **用語** より正確に言えば、債権をもつ者は、たんに訴訟を起こすだけでなく、訴訟の結果として裁判所に請求を認めてもらう（勝訴判決を得る）ことができます。このことを、債権には訴求力があると表現します。

⑪ **用語** 原告といいます。ここでは、債権者が原告になっています。

⑫ **用語** 被告といいます。ここでは、債務者が被告になっています。

⑬ **用語** 裁判所の判決に対しては、控訴または上告（両者をあわせて上訴といいます）という上級の裁判所への不服の申し立てが認められます。判決は、控訴または上告のための期間（民訴285条、313条）を経過したとき、または、上告を受けた裁判所で判決が出されたときなど、もはや上訴ができなくなったときに確定します。

⑭ **用語** このことを、債権には執行力があると表現します。

ますが、CASE 1-1のように、金銭の支払を内容とする債権の場合、裁判所は、債務者のもつ財産を差し押さえて、それを競売という手続で売却するなどしてお金に換えて、そのお金から債権者への支払を行って、債権の内容を実現します。

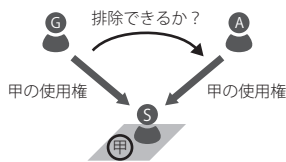
このとき、原則として、債務者のもつ財産のすべてが差押えや競売の対象となります。このことを、債務者のもつ財産が、債権の引当てになっているといい、また、債務者のもつ財産が、債権に対する責任財産になっているといいます¹⁵⁾。

3 債権と物権の違い（債権の非排他性）

民法が定める権利には、債権のほかに物権があります。物権と債権の違いについて、ここでは、物権には排他性があり、債権には排他性がない（債権の非排他性といいます）という点に絞って説明をします¹⁶⁾。次のケースを見てください。

CASE 1-3

Gは、甲土地を所有するSから、甲を月額30万円の地代で借りるという契約（賃貸借契約）を締結しました。ところが、AもSとの間で甲を借りるという契約を結んでいることが判明しました。Gは、Aに対して、甲を使用させてもらう権利をもっているのは自分だと主張して、AがSから甲を使用させてもらえないようにすることはできるでしょうか。



CASE 1-3のような場合には、GとAの両方が、Sに対して甲を使用させてもらうよう求める権利をもつことになります。Gは、自分が権利をもつからといって、その権利と両立しないAの権利を排除することができません。逆に、Aも、自分が権利をもつからといって、その権利と両立しないGの権利を排除することができません。このことを、「債権に排他性はない」といいます¹⁷⁾。

もっとも、甲という土地が1つしかないのですから、実際には、Sは、甲をGにもAにも使用させることはできません。この場合、Sは、いずれか一方に対

note

¹⁵⁾ **用語** 債権者から見れば、債権をもつことによって、債務者のもつ財産から債権を実現してもらえる地位をもっていることになります。このことを、債務者の財産を握り取ることができるという意味合いで、債権には握取力があると表現します。

¹⁶⁾ **説明** このほか、物権の絶対性と債権の相対性についての説明は、12のnote3を参照してください。

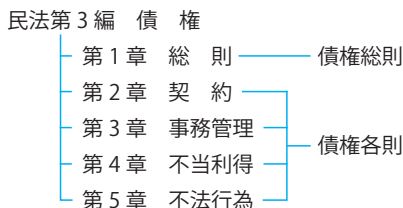
してのみ、甲を使用させるという給付を行うことになります。このとき、どちらが契約を先に結んだか、どちらの履行期が先にくるかなどといった事情は関係がなく、Sが自ら選択することになります。給付を受けられなかった債権者は、債務者に対して、債務不履行を理由として損害賠償を求めることができます。

4 債権総論とは

1 債権各則・債権各論と債権総則・債権総論

本書が扱う「債権総論」が何を意味しているのかも、説明しておきましょう。

民法は、全体が5つの編に分けられており、その第3編には「債権」という表題が付けられています。「第3編 債権」は、その中が5つの章に分けられています。「第1章 総則」「第2章 契約」「第3章 事務管理」「第4章 不当利得」「第5章 不法行為」です。



このうち、第2章以降の4つの章で扱われる契約・事務管理・不当利得・不法行為は、いずれも債権を生じさせる制度です。これら4つの章は、それぞれの（各別の）制度にのみ適用される規定（規則）を置いていることから、**債権各則**と呼ばれます。これに対して、これらの制度のすべて（総て）に共通する規定（規則）が**債権総則**です。総則は、各則に先立って、第1章に置かれています。

債権総論という言葉は、債権総則に関する解釈論という意味です。解釈論とは、

note

- ⑰ **説明** これに対して、物権には排他性があります。土地を利用する物権の一種である地上権（詳しくは2巻を参照）を例にあげて説明をしましょう。Bの所有する乙土地の上に、CがBとの間の地上権設定契約により地上権を取得しているのであれば、この地上権と相容れないような権利は成立しません（例えば、Dも乙土地の上に地上権をもつということはありません）。Bが、CともDとも地上権設定契約を結んだ場合のように、地上権を取得したと主張する者が複数出てきたときには、対抗要件のルール（土地のような不動産であれば177条）で、どちらの権利が優先するかを決定します。

法律の規定に書かれていることの意味を明らかにすること（これを**解釈**といいます）を目的とした判例や学説の主張のことをいいます。つまり、債権総論を扱う本書では、債権総則に置かれた規定について、判例や学説を通じて明らかにされたその意味が説明されます。

2 債権総論で扱う内容

それでは、債権総則には、どのような規定が置かれているのでしょうか。
債権総則の章には、7つの**節**に分けて規定が置かれています。それぞれの節（さらに節の中を分けるものとして置かれる**款**^{かん}）の表題と、本書の章との対応関係は、次の一覧表のとおりです。

第1節 債権の目的	→ 本書 第2章
第2節 債権の効力	
第1款 債務不履行の責任等	→ 本書 第3章～第6章
第2款 債権者代位権	→ 本書 第7章
第3款 詐害行為取消権	→ 本書 第8章
第3節 多数当事者の債権及び債務	
第1款 総則	→ 本書 第9章
第2款 不可分債権及び不可分債務	
第3款 連帯債権	
第4款 連帯債務	
第5款 保証債務	→ 本書 第10章
第4節 債権の譲渡	→ 本書 第11章・第12章
第5節 債務の引受け	
第1款 併存的債務引受	→ 本書 第12章
第2款 免責的債務引受	
第6節 債権の消滅	
第1款 弁済	→ 本書 第13章
第2款 相殺	→ 本書 第14章
第3款 更改	
第4款 免除	
第5款 混同	
第7節 有価証券	→ 民法よりも商法との関係が大きいために 本書では扱いません



- 1 債権とは、①特定の者（債権者）が、②他の特定の者（債務者）に対して、③一定の行為をしてもらう権利をいいます。
- 2 債権をもつことによって、債権者は、①給付を受領し、それを保持することができ、②債務者に対して債務を履行するように請求することができ、③裁判所に対して、債務者に債務の履行を命じるよう訴訟を起こすことができ、④債務の履行を命じる判決が確定すると、裁判所に、執行を開始するように申し立てることができます。
- 3 債権は、物権と異なり、排他性がありません。つまり、ある人が債権をもっているからといって、他の人がそれと両立しない債権をもつことを排除することができません。
- 4 債権という表題が付けられた民法第3編は、5つの章に分けられています。そのうち第2章以降の4つの章で扱われる契約・事務管理・不当利得・不法行為は、いずれも債権を生じさせる制度です。
- 5 民法第3編の第1章は、債権を生じさせる4つの制度に共通する規定が置かれており、債権総則と呼ばれます。債権総論とは、債権総則に関する解釈論という意味で、債権総則に置かれた規定について、判例や学説を通じて明らかにされたその意味が説明されます。



民法 4 債権総論 *Civil Law 4*

2018 年 12 月 25 日 初版第 1 刷発行

監修者	山本敬三
著者	栗田昌裕
	坂口甲
	下村信江
	吉永一行
発行者	江草貞治
発行所	株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-17

電話 (03) 3264-1314〔編集〕

(03) 3265-6811〔営業〕

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・大日本法令印刷株式会社／製本・牧製本印刷株式会社

© 2018, K. Yamamoto, M. Kurita, K. Sakaguchi, T. Shimomura,

K. Yoshinaga, Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-15057-7

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。